⑸　ＩＴ化が進展する中で、開示検査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が重要となっている。

このため、平成23年度においては、証券監視委事務局内に整備されているデジタルフォレンジック用資機材を、開示検査の現場に実験的に導入し、その活用に取り組んだところであるが、今後においても、引き続きデジタルフォレンジック運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。

第６章　犯則事件の調査・告発

第１　概説

１　犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者は、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い付与されたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及んでいる。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限は、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）である。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料173頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第29条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第29条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第29条）

３　平成23年度における活動状況

証券監視委は、平成23年度において、15件の犯則事件について検察官に告発を行った（本章第２参照）。各事件においては、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。15件のうち、８件については東京地方検察庁検察官に告発し、それ以外の７件については、横浜・神戸・大阪・福岡各地方の検察庁検察官に告発しており、犯則事件の地域的な拡がりを示している。

また、すべての事件において、告発日に、犯則事実、関連条文及び法定刑を証券監視委のウェブサイトに公表し、市場に対する迅速な情報提供に努めたところである。

第２　犯則事件の調査・告発実績

１　告発の状況

平成23年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で６件・11名、相場操縦の嫌疑で１件・１名、風説の流布及び偽計の嫌疑で１件・１名、偽計の嫌疑で３件・15名、虚偽有価証券報告書等提出の嫌疑で４件・18名の合計15件・46名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料249頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

事　　件　　名	告発年月日	告　発　先
株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件	23年５月27日	東京地方検察庁検察官
株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件	23年６月10日	横浜地方検察庁検察官
株式会社ジャストシステム株券に係る内部者取引事件	23年７月13日	東京地方検察庁検察官
株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件	23年８月２日	大阪地方検察庁検察官
福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件	23年８月５日	福岡地方検察庁検察官
井上工業株式会社株券に係る偽計事件	23年12月12日	東京地方検察庁検察官
電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件	23年12月21日	神戸地方検察庁検察官
経済産業省審議官による内部者取引事件	24年１月31日	東京地方検察庁検察官
オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件⑴⑵⑶	⑴24年３月６日 ⑵⑶24年３月28日	東京地方検察庁検察官
黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件⑴⑵	24年３月22日	福岡地方検察庁検察官
株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件	24年３月26日	東京地方検察庁検察官
日本風力開発株式会社株券に係る内部者取引事件	24年３月28日	神戸地方検察庁検察官

２　告発事案の概要

平成23年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

⑴　不公正取引に対する告発

①　株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑法人の代表取締役ら３名が、当該法人が業務を委託していた法人について、警察が反社会的勢力であるとして捜査を進めているという重要事実を知り、保有していた犯則嫌疑法人の株式について内部者取引を行った事件である。本件は、当該事実について、金商法第166条第２項第４号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定（いわゆるバスケット条項）に該当するものと認定し、告発をしたものである。